

という名前を使つたものはそう必ずしも多くないかと思ひます。そこで調べておきます。

○栗山良夫君 そういたしますと、今のお話をずっと集約してみますと、今までは、名称の使用独占の規定を一応設けたけれども、しかしそれは将来類似のあるいは同種の名称を使われたのは行政運用上困る、従つて将来にわたつてそういうものは使用せられたい、そういう意味でできたのが主であつて、既往の名称使用についてはそう大して迷惑も及ばなかつた、実害は与へなかつたという意味に私は解釈できると思ふんです。ところが本法による名称変更の強要を受ける人は、政府の説明によると、任意団体でおよそ二千六百、そのうちで民法による財産の登記を完了しているものは百十数件、こういうことでありますから、この少なくとも任意団体を含めた二千六百をこえる組合のことはもちろんであります。が、その中でも民法の規定によつて登記を完了して今日まで経営をして来た社団法人に対して名称の変更を強制するといふことは、これだけたくさんな団体に強制をするといふことは、おそらく政府が今までとってきた名称使用独占の慣習からで、従来あまり問題にされなかつたことであるが、このたびのようにそこまで民権を広範に侵害するものであれば真剣に考えてみる必要がある、こういうふうに私は今ここで頭を整理したわけです。

○政府委員(吉国一郎君) 内閣の法制局の吉国であります。ただいまの御質問にお答え申し上げます。

○栗山良夫君 憲法は、今おっしゃつた憲法というのは二十四条ですか。

○政府委員(吉国一郎君) 憲法の第二十九条の財産権の規定でございます。その第二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という規定がございます。これが、これによりまして、この財産権といふのは非常に広い意味でございますが、法律上、民法上の権利といふに備へない一定の法律上の地位といふものであります。

○栗山良夫君 憲法は、今おっしゃつた憲法というのは二十四条ですか。

○政府委員(吉国一郎君) 憲法の第二十九条の財産権の規定でございます。その第二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という規定がございます。これが、これによりまして、この財産権といふのは非常に広い意味でございますが、法律上、民法上の権利といふに備へない一定の法律上の地位といふものであります。

○栗山良夫君 憲法は、今おっしゃつた憲法というのは二十四条ですか。

○政府委員(吉国一郎君) 憲法の第二十九条の財産権の規定でございます。その第二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という規定がございます。これが、これによりまして、この財産権といふのは非常に広い意味でございますが、法律上、民法上の権利といふに備へない一定の法律上の地位といふものであります。

○栗山良夫君 憲法は、今おっしゃつた憲法というのは二十四条ですか。

○政府委員(吉国一郎君) 憲法の第二十九条の財産権の規定でございます。その第二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という規定がございます。これが、これによりまして、この財産権といふのは非常に広い意味でございますが、法律上、民法上の権利といふに備へない一定の法律上の地位といふものであります。

りした法人に対しても、その名称をこゝういふ一片の法律を作り、一つの規定で変更を命ずるというようなことが法的根拠によつてきよなことが行ない得るのか、しかもこれに対して罰則をもつて臨むというようなことが果して妥当であるかどうか、こういう点に多大のわれわれは疑問を持つのであります。その点について詳しく一つ経過を説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉国一郎君) 内閣の法制局の吉国であります。ただいまの御質問にお答え申し上げます。

○栗山良夫君 憲法は、今おっしゃつた憲法というのは二十四条ですか。

○政府委員(吉国一郎君) 憲法の第二十九条の財産権の規定でございます。その第二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という規定がございます。これが、これによりまして、この財産権といふのは非常に広い意味でございますが、法律上、民法上の権利といふに備へない一定の法律上の地位といふものであります。

○栗山良夫君 憲法は、今おっしゃつた憲法というのは二十四条ですか。

○政府委員(吉国一郎君) 憲法の第二十九条の財産権の規定でございます。その第二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という規定がございます。これが、これによりまして、この財産権といふのは非常に広い意味でございますが、法律上、民法上の権利といふに備へない一定の法律上の地位といふものであります。

○栗山良夫君 憲法は、今おっしゃつた憲法というのは二十四条ですか。

○政府委員(吉国一郎君) 憲法の第二十九条の財産権の規定でございます。その第二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という規定がございます。これが、これによりまして、この財産権といふのは非常に広い意味でございますが、法律上、民法上の権利といふに備へない一定の法律上の地位といふものであります。

○栗山良夫君 憲法は、今おっしゃつた憲法というのは二十四条ですか。

○政府委員(吉国一郎君) 憲法の第二十九条の財産権の規定でございます。その第二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という規定がございます。これが、これによりまして、この財産権といふのは非常に広い意味でございますが、法律上、民法上の権利といふに備へない一定の法律上の地位といふものであります。

○栗山良夫君 憲法は、今おっしゃつた憲法というのは二十四条ですか。

○政府委員(吉国一郎君) 憲法の第二十九条の財産権の規定でございます。その第二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という規定がございます。これが、これによりまして、この財産権といふのは非常に広い意味でございますが、法律上、民法上の権利といふに備へない一定の法律上の地位といふものであります。

○栗山良夫君 憲法は、今おっしゃつた憲法というのは二十四条ですか。

といたしましては、当該特別法による法人でないものが、この法律によりまして、たとへば、商工会に関する法律でございするならば、商工会といふ名称を使用することが公共の福祉に反する結果を生ずるといふ点にあるのであります。また経過的にはこの法律では三年間の猶予期間を認めておるものでございするから、憲法二十九条の第二項でございするうちに、権利の内容は法律に従つて定められるといふ趣旨に照らしまして、既得の権利、利益を不当に侵害するといふものではないと私どもは考えた次第でございます。

○栗山良夫君 憲法は、今おっしゃつた憲法というのは二十四条ですか。

○政府委員(吉国一郎君) 憲法の第二十九条の財産権の規定でございます。その第二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という規定がございます。これが、これによりまして、この財産権といふのは非常に広い意味でございますが、法律上、民法上の権利といふに備へない一定の法律上の地位といふものであります。

○栗山良夫君 憲法は、今おっしゃつた憲法というのは二十四条ですか。

○政府委員(吉国一郎君) 憲法の第二十九条の財産権の規定でございます。その第二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という規定がございます。これが、これによりまして、この財産権といふのは非常に広い意味でございますが、法律上、民法上の権利といふに備へない一定の法律上の地位といふものであります。

○栗山良夫君 憲法は、今おっしゃつた憲法というのは二十四条ですか。

○政府委員(吉国一郎君) 憲法の第二十九条の財産権の規定でございます。その第二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という規定がございます。これが、これによりまして、この財産権といふのは非常に広い意味でございますが、法律上、民法上の権利といふに備へない一定の法律上の地位といふものであります。

○栗山良夫君 憲法は、今おっしゃつた憲法というのは二十四条ですか。

○政府委員(吉国一郎君) 憲法の第二十九条の財産権の規定でございます。その第二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という規定がございます。これが、これによりまして、この財産権といふのは非常に広い意味でございますが、法律上、民法上の権利といふに備へない一定の法律上の地位といふものであります。

○栗山良夫君 憲法は、今おっしゃつた憲法というのは二十四条ですか。

○政府委員(吉国一郎君) 憲法の第二十九条の財産権の規定でございます。その第二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という規定がございます。これが、これによりまして、この財産権といふのは非常に広い意味でございますが、法律上、民法上の権利といふに備へない一定の法律上の地位といふものであります。

○栗山良夫君 憲法は、今おっしゃつた憲法というのは二十四条ですか。

○政府委員(吉国一郎君) 憲法の第二十九条の財産権の規定でございます。その第二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という規定がございます。これが、これによりまして、この財産権といふのは非常に広い意味でございますが、法律上、民法上の権利といふに備へない一定の法律上の地位といふものであります。

るという考え方でございします。

○栗山良夫君 そういたしますと、たとへば本法で今制限を加へようとする商工会といふ名称を既存の団体が使つていたという場合に、その名称といふものはやはり今あなたのおっしゃつたところによると、憲法二十九条が定めておる財産権だとみなしてよろしいと、こういうお説と伺ひます。

○政府委員(吉国一郎君) ある団体が一定の名称を使用することによりまして、一定の法律上の利益を受けておる場合がございしますれば、その法律上の利益を受けておるといふ地位は一種の財産権と考へてよろしいと思ひます。

○栗山良夫君 たとへば民法による社団法人の登記を完了しておるものは、確かに民法の保護を受けておるわけでありまして、それでけっこうです。

○栗山良夫君 たとへば民法による社団法人の登記を完了しておるものは、確かに民法の保護を受けておるわけでありまして、それでけっこうです。

○栗山良夫君 たとへば民法による社団法人の登記を完了しておるものは、確かに民法の保護を受けておるわけでありまして、それでけっこうです。

○栗山良夫君 たとへば民法による社団法人の登記を完了しておるものは、確かに民法の保護を受けておるわけでありまして、それでけっこうです。

○栗山良夫君 たとへば民法による社団法人の登記を完了しておるものは、確かに民法の保護を受けておるわけでありまして、それでけっこうです。

○栗山良夫君 たとへば民法による社団法人の登記を完了しておるものは、確かに民法の保護を受けておるわけでありまして、それでけっこうです。

○栗山良夫君 たとへば民法による社団法人の登記を完了しておるものは、確かに民法の保護を受けておるわけでありまして、それでけっこうです。

○栗山良夫君 たとへば民法による社団法人の登記を完了しておるものは、確かに民法の保護を受けておるわけでありまして、それでけっこうです。

○栗山良夫君 たとへば民法による社団法人の登記を完了しておるものは、確かに民法の保護を受けておるわけでありまして、それでけっこうです。

○栗山良夫君 たとへば民法による社団法人の登記を完了しておるものは、確かに民法の保護を受けておるわけでありまして、それでけっこうです。

○法制局長(斎藤朝郎君) 多少説明は変わるかも知れませんが、ただいまの栗山委員の問題にされております点を私の考え方から説明をいたしますと、既得権、まあ広い意味で既得権といふものが立法政策上どういう程度に考慮されなければならぬかと、こういう問題に形を変へまして説明をいたしたいと思ひますが、既得権といふこと自体がこれは成文法で定義をしたものはございせんが、言葉の文字通りを狭く解釈いたしましたら、人がすでに獲得した具体的権利といふことにならうかと思ひますが、それは結局沿革的に申しましたら、私有財産権の尊重、日本の憲法で申しますれば、憲法二十九条の第一項の財産権不可侵の原則、そういうものに狭い意味の既得権尊重の法理といふものが表れておると思ふのでございしますが、しかし、考え方によりましては、既得権といふ言葉はそう狭く解釈いたしておらぬ場合がございまして、法律上または事実上の地位あるいは利益、そういうものも既得権的に考へる場合もございまして、そういうものを立法する場合にいかうに取り扱うべきか、こういう問題につきましては、非常に明確な基準がなかなかないのでございまして、いろいろの法律の種類によつて私は違ふと思ふのでございします。その一つの例をあげますと、刑事法の分野では、すでに発生した法律上または事実上の地位を尊重するといふ要請が非常に強いと思ひます。そのことを説明する前に少し根本的なことをつけ加へさせていただきます。

○栗山良夫君 これは参議院の法制局長はどういうお考えでしょう。

○栗山良夫君 これは参議院の法制局長はどういうお考えでしょう。

○栗山良夫君 これは参議院の法制局長はどういうお考えでしょう。

○栗山良夫君 これは参議院の法制局長はどういうお考えでしょう。

○栗山良夫君 これは参議院の法制局長はどういうお考えでしょう。

○栗山良夫君 これは参議院の法制局長はどういうお考えでしょう。

○栗山良夫君 これは参議院の法制局長はどういうお考えでしょう。

○栗山良夫君 これは参議院の法制局長はどういうお考えでしょう。

○栗山良夫君 これは参議院の法制局長はどういうお考えでしょう。

○栗山良夫君 これは参議院の法制局長はどういうお考えでしょう。

○栗山良夫君 これは参議院の法制局長はどういうお考えでしょう。

○栗山良夫君 これは参議院の法制局長はどういうお考えでしょう。

うものを尊ばなければならぬという要請がありますと同時に、他方においては合目的性の要請もかなえなければならぬという、一見矛盾した二つの要請に従わなければならぬのでございまして、その法的安定性に重きをおく立場に立ちますれば、既得権を非常に広く尊重するという建前になって参りますが、合目的性という要請に重点を置いて参りますれば、既得権の尊重というものはある程度犠牲にされる。こういう結果になってくるのであります。刑事法の分野におきましては、法的安定性ということと一辺倒で考えられておるわけでございまして、現にわが国の憲法におきまして、三十九条で、実行のときに適法であつた行為は、あとの立法では処罰できないという、いわゆる事後立法禁止の憲法上の原則がございまして、これはもう実行のときに適法であればあとで処罰することはできぬのだという、刑罰法令不適及の原則とも申しますか、これは広い意味の既得権尊重のきわめて厳格な考慮だと思つております。その他刑法の分野では類推を禁止するというようなことがございまして、すべて法的安定性ということと非常に導き合つてございまして、現に国会にかつております不動産盗を処罰するという場合に、不動産盗が法律施行前に行なわれ、すでに違法状態が続いていておるのに同法を適用しなければ何にもならぬじゃないかという議論が一方にあるのでございまして、合目的性からみた立法政策を貫くという精神から申しますれば、そういう意見は確かに傾聴に値するかも知れませんが、しかしこれは刑事法でございまして、刑罰法令不

適及の原則でそういうことはできぬというので、法的安定性という面一面で貫いておるわけでございまして。しかし刑事法以外の法律の分野を眺めてみますと、たとえば民事法規になりますと、そのウエートが非常に変わつて参ります。民事の法規におきましても取引の安全ということと重要な一つのプリンシプルでございまして、民事法規におきましては、取引の安全ということと一辺倒でやっておりますで、やはりそこに合目的性という要請が非常に入つて参りまして、法律の解釈におきまして、類推もいたしますし、拡張解釈もいたします。法規のな場合は条理で補充する、こういうふうな合目的性というものが非常に働いて参ります。

今度は目を行政法規、たとえば税法とか、あるいはたゞいま問題になっておりますような経済法という部面に向けますと、これは法的安定性というよりも、非常に合目的性という要請がむしろ強くなつておると言えると思つておりますが、これは事柄の性質上、行政というものは時世の変化に従つて適切な政策を実行する必要があるから、過去の状態ばかりを尊重しておつたんじや適切な新しい政策ということとはやれない。だから行政法の分野においては、合目的性ということが非常に強く表われてくる、そのためには法的安定性ということはある程度犠牲にされるという一つの傾向が認められると思つております。しかし幾ら行政の分野と申しましても、合目的性一辺倒で、法的安定性ということとは考えないのかと申しますと、それはそうじゃないと思つてございまして、や

はりその行政の分野でも既得権的のものには尊重しなければならぬ面も確かにございまして。だから、そういうものは何かということをお考えすると、やはりこれは、先ほど既得権のごく狭い意味で申しました、人がすでに獲得している具体的権利、しかも相当それが強い権利であるような場合には、それは幾ら行政法規の合目的性ということと強調しても、それを無視するということとは許されなかつたと思つてます。たとえば、同じ名称と申しましても、営利法人につきましては、この名称というものは、これは普通の名称じゃございませんで、商号として商法上きつめて強力な財産権として保護いたしております。これは商法の保護の規定はたゞくさんございまして、だから同じ法人の名称と申しましても、営利法人についてはきつめて強い財産権として認められておる、こういうものを無制限に制限するということは、幾ら合目的性の見地からいつても、これはなかなか許されなかつたと思つてますが、そうでない公益法人の名称、あるいは民法上の任意組合の名称というものは、現在の実定法上は、これは経済的価値を云々するのじやございませんで、私は経済的なことは存じませんが、少なくとも実定法上は営利法人の商号のように強い財産権としては保護されておるに強いの、それは一つの、先ほどもお話にありました、事実上の利益という程度で考えるべきものかと思つてます。さような差異もございまして、行政法規のもとにおいてさような具体的財産権として強い保護を受けておらないような事実上の利益の保護をどの程度保護するかという問題は、これ

は違法かどうかの問題じゃなくて、むしろどの程度保護した方が妥当かどうかという、立法者のお考えによつてきまることだと思つております。この法律によりまして、商工会の新しい仕事を商工会または商工会議所がやることになり、同じ地域の中でそういう法律上の商工会または商工会議所がある場合に、それとまぎらわしいような名称が事実上行なわれるということとを制限することが立法政策上必要なんだと、こういう立法者のお考えならば、その必要性が大であれば大であるほど商号ほど強くない程度の公益法人または任意組合の名称を、一定の期間を限つて使用を認めて、その後においてはその使用を制限する、こういう程度の制限も立法政策としては必ずしも妥当でないとは言えないというふうな議論もできようかと思つてますので、結局は違法かどうかという問題、そういうものを制限すれば違法になるかもしれない商号権のような強い権利がある、財産権尊重の見地からいつて、あるいは違法というふうな問題も起こるかもしれないけれども、それは強い保護を受けておらないものについては、違法かどうかという問題じゃなくて、立法政策上妥当かどうかということとできまるべき問題だと考えます。

○栗山良夫君　こまかくお話をいたさしましてよくわかりましたが、まあ御両者の意見からいいますと、こういう名称というものはやはり憲法二十九条が保障しておる財産権とみなすことができると、まあ内容はいろいろ軽重があるにしても、そういう場合の点においては御意見は一致しておると思つてます。そういったしますと、既存の団

体が使つておりました名称を法律をもって制限をする、名称の変更を強要する、あるいは名称の変更に応じない場合はその団体を解散するということになる、そういうようなことを行ないます場合には、同じ憲法二十九条第二項において、公共の福祉のためにそれを行なうわけでありまして、その行なうために受けました私有財産の損害は補償しなければならぬということになつておりますが、そういうことにはこれは該当しないのか、任意団体、それから公益法人、いずれもですが、そういうことには当たらないのか。二十九条の第二項になりますかね、そこでは、公共の福祉に適合するように定めることができる、とあるんで、しかしそれは強権でやるわけではなくて、私有財産については正当な補償のもとに公共の用に供する、こういうことになるわけで、その点の見解はいかがですか。

○政府委員(吉岡一郎君)　憲法の第二十九条の第三項におきまして「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」という規定は、いわゆる公用徴収の規定でございまして、たとえば、土地収用法によりまして、一般公衆の用に供する道路を整備するために、農地であるとか、宅地であるとかというものを収用いたしましてこれを公共の用に供する、という場合には補償が必要であるというところをうたつたものでございまして、現在問題になります点は、むしろ憲法第二十九条の第二項の問題でございまして、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という規定によりまして、

は、公共の福祉に適合するように定めることができる、とあるんで、しかしそれは強権でやるわけではなくて、私有財産については正当な補償のもとに公共の用に供する、こういうことになるわけで、その点の見解はいかがですか。

は、公共の福祉に適合するように定めることができる、とあるんで、しかしそれは強権でやるわけではなくて、私有財産については正当な補償のもとに公共の用に供する、こういうことになるわけで、その点の見解はいかがですか。

たとえば、所有権の内容といふものは、民法によつて、あるいはまた、鉱業法によつて、鉱業権の内容は定まつておりますが、一般的に、ある権利なり、法律上の地位なりの、法律上の態様、内容、効果といふようなものを法律で定めるといふようなことにつきましては、一般的に制限として、第二十九条第二項の財産権の内容を法律で定めるものであるとして、補償の問題にはならないというのが従来の考え方でございます。

○栗山良夫君 ですけどもね、たとえば、民間で私有財産として持つていた、たとえば工業所有権を、国家がこれを公共の福祉のために取得をした、こういうことになったときに、あなたの説によると、無償で国家が取得できるようなふうに受け取れるんですが、そういうことは不可能でしょう。やはり工業所有権であれば、所有権ですよ、これは、そういうものは、やはり適当な対価を支払うことによって、しかも相手方の了解を得て国が取得できるのであつて、そこまで憲法は、公共の福祉に、範圍を広めた強権といふものは認めていないでしよう。

○政府委員(吉田一郎君) 今の栗山委員の御説例としておあげになりましたような場合は、当然憲法第二十九条第三項の問題でございまして、ある個別の私有財産に属する権利を国家が公共のために用いるという場合には、正当な補償が当然必要なわけでございまして、たとえば、自作農創設のために農地を国家が買取するといふ場合に、これは正当な補償といふことで、買取の対価を支払つておるわけでございませ

す。その問題と、現在の問題は、商工といふ名称を使用しているものか、まあ先ほど斎藤局長のお話がございましたので、権利といふようなものはほとんどないと思つて、かりに、権利とまで申しませんが、一定の法律上の利益を持つておるといふものを、その利益を国家が直接に公共のために用いるといふことになりまして、これは収用の問題になりまして、憲法第二十九条第三項の問題になると存じますけれども、今回の場合は、そのような、公共の利益のために、あるAなりBなりCなりという特定の人の権利を使用するといふような問題ではございませんので、第三項の問題には該当しないといふことでございませう。

○栗山良夫君 斎藤局長は、先ほど、刑事法は、合理的な安定性一本で貫いて、刑事法から、今度は民法、行政法、経済法、そういう工合に、だんだん合理的な安定法から今日の性的なウエイトが移つていく。しかしながら、公益法人だとか、あるいは任意団体等においても、営利法人ほどには強い保護を強要をしないにしても、全然無視することはできない、こういうことをおっしゃつたのですが、その限度はどの程度なんですか。たとえば、ちよつとまだ言葉が足りませんが、たとえは、この困難な中小企業の組織化、経済活動を任意の人々が寄つて、そして国家の庇護を、直接法的庇護を受けなくても、十年に近い間歇々として築き上げてきて、そして自己の経営の有力なるうしろだてとして今日までやってきた、こういう実体である。またその中で、特に民法によつて公益法人として登記をしておる

ようなものは、なおさらそのウエイトは強いと見なければなりません。そういうものを、ただ生活あるいは営業に直結をしないで、一種の文化団体と同じような工合に見て、文化団体必ずしも軽視するわけにはいかないようなことだけけれども、そういう工合に見て、そしてこの強制をするといふことには、少し行き過ぎな点がありやしないかと私は思いますが、いかがでしようか。

○法制局長(斎藤朝郎君) 私は経済上の知識がございませんので、確信のあるお答えはできませんが、先ほど申しましたように、民法上の法人として登記されておる場合におきましても、その名称といふものは、営利法人の名称、すなわち商号に比べて、非常に経済的と申しますか、財産上の価値は低いものじやないかと思つてございませうけれども、そうなりますと、その既存の利益の保護はどの程度でいいかという政策論につきましては、十分な自信のあるお答えはできませんけれども、今までの多数の立法にもありますやうな、一定の猶予期間を置いて、その猶予期間内に名称の変更をするやうな措置を講じていくということも、政策としては私は必ずしも非常に妥當な欠くものではないと思つて、この表で見ましても、今度衆議院で法律案を修正された結果は、今までの前例になつて、一番長い三年という期間になつておるやうでございませうが、これはさういふ点も考慮された修正の結果ではないかといふように一応考える次第でございませう。

なお、憲法第二十九条第二項については補償の問題は起こらないのだ、こういう内閣法制局側の解釈については、これは学説の通説でございまして、私もさう考へておるわけでございませう。

○栗山良夫君 この経過期間が三カ年になつておるとおっしゃつたのですが、これは政府の原案でなくて、衆議院で一年を三年に延長したのですからね。政府のお考えはそれはどうじやないかと考へられていなかったといふことは、まあはっきりするわけですが、この点はちよつと違ふのです。

それからもう一つは、これだけたくさん独占規定がありますけれども、先ほども私が集約的に政府から説明を聞いて申し上げたように、少なくともこれらについては、法施行後、同じ名前を使われたのでは、法制上困る、そういう見地から使用制限をしたものが大部分である。で、二、三の例として、法施行と同時に、さかのぼつてさういふ名称を使用していたものについて、名称変更等の制限規定を入れたものがあるのですけれども、実際に名称変更を強要せられたといふものはほとんどなきにひとしいといふやうなものではないか、実態がさうです。これならば、実害は与えていないわけですが、ところが、今度は二千六百も任意団体が、その二千六百をこえる中には、百十数件の公益法人もあるといふことであるから、國民に与える影響といふものは、今までの名称使用独占の行政的な慣習では許されなないものがたくさんあるのじやないか。それについては、何らかの措置を講ずる必要があるのではないかと、こういうことを私は考へてお尋ねしておるわけです。ですから、まあ実害を受ける人の多少には問題なしに、法理論的にもちよつとも差し

つかえないのだといふことであれば、もうこれはわれわれの手が及ばないところであつて、当事者が政府と公的に争う以外には方法がない。そこまでは申し上げませんが、こういう実際にさういうたくさん実害を受ける人がいるのに対して、従来と同じ規定の条文のうたい方で済ましていいものかどうか、この点、もう一度重ねて斎藤局長からお伺ひしておきたいと思ひます。

○法制局長(斎藤朝郎君) ただいま栗山委員の御説明を伺つておりますと、今までの例のものは、既存の名称を変更しなければならぬやうなものが数が数に上るやうな先例はない、何千ともなる既存の名称の保護を従来通りの程度の保護では妥當ではないんではないかといふやうな御趣旨についてのお尋ねのように考へましたので、すけれども、われわれ法制局としては、違法判断と、それから妥當判断と二つございませうが、法制局のプロパーの仕事として考へておるものは、違法かどうか、こういう立法すれば憲法違反になるかどうかという立法の最低線を守られておるかといふところ、に議院法制局の一番大きな仕事でございまして、法律はそれなら最低線であればどんな法律を作つてもいいのかといふと、それはそれ以上にきつめて妥當な法律を作ることが望ましいのでございませうが、どういふ内容が妥當かといふことは、これはわれわれ法制局の立案をやります事務的なものの言ふべきことではございませう、憲法違反でない最低線が守られておるかどう

かといふことは、われわれは十分職責

を尽くして判断いたしますけれども、最低線を越えてどの程度に妥当な立法をするかというところは、むしろわれわれ事務局の仕事ではございませんで、これは議員各位でございませんで、ならぬ政策的の問題だと思つたのでございまして、先ほど来何度も申し上げておりますように、結局政策的にどの程度の保護を与えればいいのかという問題でございまして、先ほど述べました意見以上は私の新しい考え方というものはございませんで、この程度で御了解をお願いしたいと思います。

○栗山良夫君　そうしますと、池田大臣にお尋ねしますが、名称の使用独占の問題については今までそこでございしたくようにたくさん法律に実例があるわけですか。しかし今度のようには既存のたくさん団体に適用して、名称の変更を強制し、制限を既往のものに加えるという例はないですね。そのことは法理論としては今第三部長と参議院の法制局長に伺いましたから大体はわかりましたが、政治論としてはもう一歩事は中小企業者のことでありますから、慎重に配慮すべき点が残されているのじゃないかと考えますが、御見解はいかがですか。

○国務大臣(池田勇人君)　法律論としては憲法二十九条一項、二項、三項で御了承いただいたと思つますが、次に政治論としては、私は今回の商工会の問題は、既存の商工会をこれに吸収する、しこうして中小企業がこれに吸収されてくるのだという前提のもとに考へておりますから、法律上違法でなく、また実際問題として数多い中の方々が、商工会という名前を今度法律に基づく商工会に移り変わるというこ

とを私は期待いたしておるのであります。ただ百数十の民法上の法人がどういう、すなわち地方にあるか商工会議所の設置されているところにあるか、これによつてもまた違ひまするし、問題は商工会議所に吸収されるところに

ついて、たとえば東京、大阪等のところに商工会がありましたが、これを改めるといふことにつきましては、いかげんものかという気も以前からいたしたのでございませんで、しかし、これはやはり中小企業全体のために支部その他を設けてやるのならばそこに妥当性がないう結論も出ないのじゃないか。やはりこの際前は一年と考へておりましたが、国会の方の御修正に同意いたしました三年ならば移り変わりはうまいのじゃないか、政策論として私は適当な措置と考へております。

○栗山良夫君　それじゃ法律を作る立場にありまするわれわれから申し上げる言葉としては穩当を欠くかもしれせんが、その二千六百をこえる現在の商工会という名前を使用しておる団体の諸君の中には、直接本委員会にも来られて、参考人として口述がありまして、たうに非常に強い意思をもつて反対をしておる。個人的に伺いますと、と、六十六条によつて「一百万以下の過料に処する」と、こういうことになつておるが、過料に処せられてもなおかつ商工会という名前を使うのだ、過料に処せられてもこれは名前の變更には応じない、こゝういふ強い意思を表明している団体もあるわけですね。そういうことになりました場合には、政府はどういう工合の処置をおとりにするでしょうか。これは法制局と通産省と両方から伺つてみたい。一百万の

過料を納めてもなおかつ商工会の名前は変へないのだと、そういう強い積極的な意思表示をしておる団体もあるわけですね。

○政府委員(小山雄二君)　この商工会という名称の問題につきまして、問題になる、従来からそういう名前を使つていたという団体の種類には三つの系統がございませんで、先般御説明いたしましたこの事実上の商工会、自然発生的にできておる事実上の商工会で大体やつておる仕事は今回法制化しようとする今の構成あるいは仕事の内容等が、今回考へておる商工会と似ておるような団体の数が先般申し上げました二千六百五十七でございませんで、そのうち法人格を持つておるものは百十二でございませんで、そこでそういうものは先ほど大臣も答へになりましたように、大体この新しいものに振り変わっていく、この法人格を持つておるものは大体都市部にはございませんで、大体都市部でありまして、そのまゝ新しい組織に移つていくという種類のものです。これは大体問題がないと思ひます。それから商店街団体、商店街組合の中に商工会という名前を使つておるものがあると思ひます。これは全国で約一万ございませんで、これも全国的に調べつきませんで、六大都市に商店街団体が二千六百九十二ございませんで、そのうちで商工会という名前を使つておるものが九十三でございませんで、これが大都市のことでございませんで、大都市が商工会議所で新しい仕事をやりますので、これが一つ問題であります。それから第三番目の系統のものはいわゆる民主商工会といわれる種類のものでありましてこれ

は全国で百三十ございませんで、そのうち六大都市にありませんで、五十一、六大都市で商工会という名前を使つておるものが五十一ございませんで、従つて一番初めに申し上げたものは大体問題はないと考へておりますが、二番目の商店街団体の商工会九十三と民主商工会の五十一、これがまあ問題になる。で、先般も参考人の中でそういうことを言われている人がありませんで、変へないのだ、法律で争うのだといふことを言われておる方がおられるのですが、これは主として民主商工会の系統の方であります。私どもの見るところによりますと、民主商工会で相当長くやつておるものもございませんで、まああるいは地域団体の中の商工会とか、非常に地域団体を標榜しておられますけれども、何といひますかごく少数の方の同志的な結合で会員数も非常に少ないというやうなことで、いわゆる地域団体で地域の小規模事業者等の全体の指導に当たるというやうな組織ではないのでありまして、確かにこの名称の問題で相当長い間そういう名前を使つていたといふことの事実、そういうことと、それから今度の法制で名前を変へなければならぬという御迷惑は確かにあるのでありますけれども、全体の数から見ますと非常に少ない、全体の方を、そういうやうな新しい公共的な団体を全国的に組織するという目的からいひまして、まあこれはやむを得ないのじゃないかといふことであります。法律で争われるといふことに対しては、法は、やはり名前を変へていただく以上、過料をかけていくといふことで、まあ名前を変へていただくようにこちらからお願ひをするという態度でいか

ざるを得ないと思ひます。

○栗山良夫君　いや、その一百万以下の過料に処せられますね。過料は国庫に納めますね。これは何回も納めるわけにいかないでしょう。何回も徴収できるかどうかはしませんがね。私は一回だと思つたのです、概念的に。一回納めて、そして名前は變更しませんで、こゝういふことが可能かどうかといふことですね、行政的にも法律的にも。それをお尋ねしているわけですね。こゝういふことを主張しているが、その主張者の通りになり得るかどうかといふことを伺つております。

○政府委員(吉田一郎君)　不作為を命じております規定に違反いたしました場合には、一ぺんその違反があつたといふことで過料の非訟事件手続法によりまして過料の裁判がありまして、過料に処せられたといふのに、さらにまた不作為を命ずる商工会という名称を使用してはならないという規定に違反いたしますれば、再びまた過料に処せられるといふことで、その不作為を命ずる規定に違反する限り、何べんでも処せられることになりませんで、これは刑罰でも同様でございませんで、ある一つの行為をしてはならないといふ場合に、その行為をしたといふことになれば、その行為一回が一罪でございませんで、これは不作為でございませんで、不作為の行為が何回かに切られて裁判にかけられる。そのたびごとに一百万以下の過料に処せられるといふことになりと思ひます。

○栗山良夫君　そうすると無限にずっと変へない限りは続いていくということになりますか、その周期はどのくらいですか。(笑聲)

○政府委員(吉岡一郎君) 事実上この法律が改正せられない限りは、まあ終期というようなことはございせんが、もしもそのような事態が継続するということとは、そういう実態が悪いのか、それとも法制が悪いのかというふうな反省をする必要は出てくるかも知れませんが、一応冷ややかに申し上げます、法律がある限りは終期というものはないと言わざるを得ないと思うので

○栗山良夫君 反覆しますね。第一回、第二回。

○政府委員(吉岡一郎君) あ、周期でございすか。

○栗山良夫君 その物理的な周期はどうなっておりますか。

○政府委員(吉岡一郎君) それは非訟事件手続法によります過料の裁判を請求する手続として、検察官なりあるいはこの当面の法律の施行当局である通産省が過料の裁判を求める回数によりまして、おのずから定まって参るわけでございます、周期というものは法律上幾らということは何ら規定せられておりません。

○栗山良夫君 長官にお尋ねいたしますがね、第一回まず過料の告発をしますね、そうしてその処分が裁判的に終わった。そうすると次に告発をされる。三回目四回目告発をされる。それは行政的にはどういう工合におやりになるのでしょうか。

○政府委員(小山雄二君) 先ほど来、立法論の話がありました、実際の行政のやり方についてはまあそこまで考えておりませんが、この立法論でこういうやり方でやっていくというこ

とでありますから、これは裁判にかかりませんと、どういう結果が出るのかわからないのであります。まあ初めはそうえげつなくやるつもりはございせんが、まあ第一回はともかく裁判の成り行きを一応見なければならぬと、済んだらすぐまた告発するというようなことになりましかるまい。

○栗山良夫君 私はなぜ、ある意味においては非常に小さい問題かもしれないですが、繰り返し繰り返しお尋ねをしておりますことは、やはり法律がたびたび施行されたときには、法律というものはやはり権威を持たなければならぬし、國民はやはりその作られた法律に協力的でなければいかんと思うので、これがやはり法律の施行者、法律によって治められる國民の私は義務ではあると思う。ところがたまたま本件に関する限りは、そういう不当な処分については服さないということを強く主張する団体があり、しかもその団体の人はおそらく実行するのではないかと、私は若干の懸念を持っております。ですからそういう状態がある場合にです、そこまで国会の方で吟味をしないで、まあまあでその法律の審議を終わってしまう。そうして行政にいいよ入ったときに、いたずらなる混乱を生ずるというやうなことがあつては、国会としてはなはだ申しわけないことですね。おそらくこうい

うお尋ねをいたしたなんというものは、国会の方でもあまり例がないかもしれませんが、繰り返しお尋ねをしておるわけですね。ですからこれは通商産業大臣はこういう事態になつたときはどうなさるでしょう。お尋ねをしておきます。

○國務大臣(池田勇人君) 法律が施行になりまして、そういう方がおいでになつたときには、よく話をいたしまして、何も法律に禁止したものを何回もやるということは、これはよくない。名前を変えていただくとか、そこに適当な方法を見出したいと思ひます。

○島清君 今の栗山さんの質問に関連をするのですが、ただいままでこのお示しをいただいた資料によりまして、すでに商工会の数が二千六百幾つ全国で組織されているのですが、この二千六百の内訳ですね。町村の商工会を都市に組織されている商工会との内訳はどうなっておりますか。

○政府委員(小山雄二君) 二千六百五十七商工会がございす。市の地域にありますものは三百九十四でございす、一七%。それから残りの二千二百六十三は郡部に分かれております、八三%。

○島清君 そうして、数的にはそんなんですが、その中に包括をされておる組合員の員数から見ると、どういふふうになっておりますか。

○政府委員(小山雄二君) 今市部にあるものと郡部にあるものと商工会の会員数、ちょっとはつきり数字的に出ておりませんが、二千六百五十七あります商工会の会員数は、全部で四十二万三千でございす。一商工会当たり百六十人平均であります。必要ありましたら、それは別途調べますが、大体その百六十人平均で先ほどのパーセンテージで分けてみる、こういうこと

に、大体的見当はそういう見当ではないかと思ひます。都市の商工会は非常に会員数が多いということはないと思ひます。

○島清君 あとでそれを一つ資料にさせていただきたいと思ひます。それからこの法律で小規模事業者というものが規定されておるのですが、その規定に該当するような小規模事業者の数は、それは町村とそれから都市との比率はどうなっておりますか。

○政府委員(小山雄二君) 小規模事業者、製造業等では二十人以下、商業、サービス業では五人以下と従業者の数を規定いたしております。その総数は全国で三百二十二万二千、そのうち市部に所在しておりますものが百八十九万六千、郡部に所在しておりますものが百二十二万六千、端数はちよん切りまして、そういう数字であります。

○島清君 ちょっと大臣にお答えをいたしたいのですが、今までの現行の中小企業の関係法規を見ますと、大体的に中小企業というものを対象にして法律が立法されておるのですが、今回のこの法律は今までの立法の精神とはかなり離れてしまつて、そして今長官がお示しをいたした数字にもはつきり現われておるやうに、市部の小規模事業者の方が数的にも多い。それから町村の方の事業者の方が数的にも少ない。こういうことに明瞭なところの小規模事業者を重点に立法されるというところは、名実これ伴わないやうな気がするのですが、立法の精神からいへば非常に画期的なことだとも言えると思ひます。ですからこういうこと

うな画期的な地域別にこの中小企業の対策を講じなければならぬ、そうしてこれを立法化しなければならぬということについての基本的なお考え方を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 今までの中小企業対策は団体その他を主眼にしていておりました。まあ設備の近代化という段階でございすが、考え方としてはおおむねそのやうなことになるやうに。今回の商工会の方は、商工会を作りますが、個々の業者を直接指導していくというのが趣旨でございす。従ひましてそういう点におきまして、従来の立法とある程度変わつておりました。しこうして御質問の点は多分商工会議所との関係をお聞きになつておるのじやないかと思ひます。そうでございすか。

○島清君 いや、そうでもないのです。

○國務大臣(池田勇人君) そういふのが従来のものと変わつておる次第でございす。なお、そういう関係で私は商工会というものをどういふふうにしたらいいかということは、この数字によつてもちろん考えましたが、今日地方部部の零細企業者に対して商工会を設ける。都市については、都市のうちでも零細企業者が大部分を占めておる。しこうして商工会議所というものがあつたので、既存の商工会議所を活用して、零細企業の方にもっと手を伸ばしていくという考えでおるのではありません。

○島清君 まあ私がお尋ねをいたしましたの、むしろ純立法技術といひましようか、そういう精神面からお尋ね

をしておるのであります。政策面からお尋ねをされているわけではないんです。今大臣の答弁がございました通り、今までは中小企業者の金融をどうするか、それから競争力をどうするかという事は、それが町村にある小規模の事業者であろうと都市にある小規模事業者であろうと、中小企業とはこんなものであるという程度というものがおおよそ示されていたと思うのです。その中に都市の企業者と、それから町村の企業者とを区別をいたしまして、その区別をした上に立って立法するということが、私は画一的じゃないかと、こういうことをいっているわけなんです。しかも、その法律にはおもにという事で「主として町村における商工業の総合的な改善発達」ということをうたつておられます。ですからそういう工合に中小企業者、なかんずくその小規模の零細企業者を都市の者とそれから町村とを区別いたしました。そしておもに町村の中小企業者というものを対象にして立法化されるという事が、どうも今までの中小企業の問題を抜けてきて、その中小企業の振興、育成というものは、かくあらねばならぬというようにやって参りました。たれわれの考え方が、非常に革命的なような気がするのですが、それを承っているわけなんです。

を設けさす。しこうして都市におきましては商工会議所がありますので、その方の拡充強化をはかるということにしておるのであります。中小企業自体を都市と町村とに分けて、そして指導を別の観念でしようという考えはございません。

○島清君 大臣が主観的に区別をするという考え方がない、こういう工合におっしゃつても、法律の目的でこの法律は「主として町村における商工業の総合的な改善発達」云々といつて、でに区別しているのです。ですから、今大臣が主観的に区別はしないつもりであるとおっしゃつてみたところで、すでに法律の目的の中に区別されているわけなんです。なぜこういう区別をおやりにならなければならぬかという事を尋ねておられるわけなんです。

○島清君 大臣が主観的に区別をするという考え方がない、こういう工合におっしゃつても、法律の目的でこの法律は「主として町村における商工業の総合的な改善発達」云々といつて、でに区別しているのです。ですから、今大臣が主観的に区別はしないつもりであるとおっしゃつてみたところで、すでに法律の目的の中に区別されているわけなんです。なぜこういう区別をおやりにならなければならぬかという事を尋ねておられるわけなんです。

○島清君 大臣が主観的に区別をするという考え方がない、こういう工合におっしゃつても、法律の目的でこの法律は「主として町村における商工業の総合的な改善発達」云々といつて、でに区別しているのです。ですから、今大臣が主観的に区別はしないつもりであるとおっしゃつてみたところで、すでに法律の目的の中に区別されているわけなんです。なぜこういう区別をおやりにならなければならぬかという事を尋ねておられるわけなんです。

○島清君 大臣が主観的に区別をするという考え方がない、こういう工合におっしゃつても、法律の目的でこの法律は「主として町村における商工業の総合的な改善発達」云々といつて、でに区別しているのです。ですから、今大臣が主観的に区別はしないつもりであるとおっしゃつてみたところで、すでに法律の目的の中に区別されているわけなんです。なぜこういう区別をおやりにならなければならぬかという事を尋ねておられるわけなんです。

○島清君 大臣が主観的に区別をするという考え方がない、こういう工合におっしゃつても、法律の目的でこの法律は「主として町村における商工業の総合的な改善発達」云々といつて、でに区別しているのです。ですから、今大臣が主観的に区別はしないつもりであるとおっしゃつてみたところで、すでに法律の目的の中に区別されているわけなんです。なぜこういう区別をおやりにならなければならぬかという事を尋ねておられるわけなんです。

○島清君 大臣が主観的に区別をするという考え方がない、こういう工合におっしゃつても、法律の目的でこの法律は「主として町村における商工業の総合的な改善発達」云々といつて、でに区別しているのです。ですから、今大臣が主観的に区別はしないつもりであるとおっしゃつてみたところで、すでに法律の目的の中に区別されているわけなんです。なぜこういう区別をおやりにならなければならぬかという事を尋ねておられるわけなんです。

常に容易なような気がするのですが、その点どうですか。

○政府委員(小山雄二君) この法律の目的は二つございまして、一つは主として町村―郡部の方、町村に商工会の組織を作ろうという一つの目的と、もう一つはそうして作られた商工会と市部の商工会の両方の機構を整備しまして、小規模事業者のためのいゝろんな指導をやつてもらおう。それに助成をしよう、こういうことの二つの目的があるわけでありまして、郡部の主として町村、これは市の場合でも商工会議所のできてないところもありまして、あるいは商工会ができていないところ、そういう意味で「主として」という言葉を使つておるわけでありまして、その面につきましては全然新しい組織を作るわけございまして、相当条文も大部分その規定になっておりますが、目的からいいますと、今申しました二つの目的を持つておる。それを合せて、商工会の組織等に関する法律として商工会の組織等に関する法律と、こうやつたわけでありまして、あとの商工会議所の組織につきましては全然触れておらないわけでありまして、商工会議所の小規模事業者に対する活動そのものについて規定するわけでありまして、商工会議所法を直すことによつては、ちよつと法律的にはこういう目的は達せられない。やはりこういう別の法律を作らなければと、こういうことになっております。

○島清君 今長官が御説明になりましたことは、この法律に規定をされておることの平面的な御説明になるわけなんです。さういふ工合に法律に規定をされなければならない、立法しなければならぬというものは、根本的な理由といひましようか、根拠といひましようか、それを聞いておられるわけなんです。そこで答へになりましたのは、まあ都市は商工会議所の方でやつても、それから町村の方はこの法律でやるのだと、こうおっしゃるから、それならば商工会議所の法律で都市の方が足りるならば、今現行の商工会議所法を町村にも適用するようにした方がむしろ容易ではないか、こういう単独立法をしなくても済むのではないかと、こういうことをお尋ねをされているわけなんです。

○政府委員(小山雄二君) 考え方としてはあるいはさういふ考え方も成り立つかと思ひますが、一つは、制度はございませぬけれども、自然発生的に郡部には相当たくさん商工会ができておるといふ事実、これを法律的な背景で根拠づければ公益的な目的の仕事を十分やつてもらえるという事、この事実が一つございまして、それから商工会議所の方はいろいろ大きいところにも小さいところにもできておまして、いろいろの型がございまして、商工会議所の目的その他からいまして、商工会議所の目的として、地区内の商工業の総合的な改善発達をはかるというのほかに、何といひますか、経済的な意味で社会一般の福祉を増進するという目的、具体的にいいますと、国際取引の問題とか、原産地証明の問題とか、そういう仕事をやるような目的がございまして、さういふことは郡部の商工会には要らないのではないかと、それからさういふことに伴ひまして、構成とか組織とかあるいは会の運営というような面で複雑な面

○島清君 大臣が主観的に区別をするという考え方がない、こういう工合におっしゃつても、法律の目的でこの法律は「主として町村における商工業の総合的な改善発達」云々といつて、でに区別しているのです。ですから、今大臣が主観的に区別はしないつもりであるとおっしゃつてみたところで、すでに法律の目的の中に区別されているわけなんです。なぜこういう区別をおやりにならなければならぬかという事を尋ねておられるわけなんです。

○島清君 大臣が主観的に区別をするという考え方がない、こういう工合におっしゃつても、法律の目的でこの法律は「主として町村における商工業の総合的な改善発達」云々といつて、でに区別しているのです。ですから、今大臣が主観的に区別はしないつもりであるとおっしゃつてみたところで、すでに法律の目的の中に区別されているわけなんです。なぜこういう区別をおやりにならなければならぬかという事を尋ねておられるわけなんです。

○島清君 大臣が主観的に区別をするという考え方がない、こういう工合におっしゃつても、法律の目的でこの法律は「主として町村における商工業の総合的な改善発達」云々といつて、でに区別しているのです。ですから、今大臣が主観的に区別はしないつもりであるとおっしゃつてみたところで、すでに法律の目的の中に区別されているわけなんです。なぜこういう区別をおやりにならなければならぬかという事を尋ねておられるわけなんです。

とこれとは非常に矛盾するような気がするのですが、どうなんでしょうか。もう一点、しかもそうして今業者の数を御説明になりました通り、町村の方の業者の方が少ないですね。しかも都市の業者の方が多くて、その都市の小規模の業者の方が商工会活動というものを非常に欲しておるといふような現況下において、どうも今の御説明では非常に矛盾をしておるような気がするのですが、どのように説明をされますか。

○政府委員(小山雄二君) 都市の小規模事業業者、町村の小規模事業業者、これに対する指導を別の考え方でやるということはないわけでありまして、その指導に当たる組織として、都市の方は商工会議所が大部分やる、これを拡充強化して指導に当たってもらう。郡部は商工会という自然発生的にできておりますものを法制化して、それに指導に当たってもらう。こういう考え方をとっておくわけであります。それで大都市におきまして、従来やはり自然発生的といいますが、いろいろな意味で団体があるのは事実でございします。その団体には大体三種の系統があると思います。一つは商店街団体といいますが、商店街を中心にしていろいろな団体組織を作っておりまして、これがあるいは東京あたりでは区単位に連合会ができ、あるいはそれが都単位に集まっている団体組織が一つございます。相当、数の多いものであります。しかしこれは団体の性質からいいますと、何といいますか、協同組合的な共同事業をやる、商店街の繁栄をはかるとか、環境整備をするとか、あるいは購買を増進するとか、そういうよ

うな、性質としては協同組合的性質のものであります。中には協同組合法に基づく協同組合のものも相当あるわけであります。任意団体のものもございしますが、相当の数がございます。東京でも千五百ばかりでございます。そういうものが一つの系統であります。もう一つは工場団体、主として工場を中心とした団体が区ごとにありまして、それが都に集まっております。これも東京で六十幾つ、工業会とか工場協会とか産業協会という名前を使っておりますが、その系統の団体があります。

たこの団体の目的がらいますと労働基準監督署の協力団体として発生しまして、主として労働関係の安全運動とか、従業員の福利厚生とか、こういう仕事をやっている団体でありまして、ちょっと沿革的にいいますと、中小企業者全般の指導に当たるといふ団体とは、ちょっと趣が違つておるわけでありませう。それから第三番目の形のものといつたしがついて、いわゆる民主商工会というのがございます。これは全国で百三十ばかりあります。大部分都市部にありますが、これは沿革的にいいますと、不況時代に、五、六年前に反税闘争というような税金運動からできた団体で、まあ一時は五百ばかりあったのでありますが、だんだん数は減つておりますが、大体これもある意味では会員の共同の利益をやる種類の性質の団体でありますけれども、主として税金関係の仕事に終始していたといふことと、もう一つはこの会員の組織というものが非常に同志的といいますか、一つの会当たりの会員数も非常に少なくない。全く一つの地域の全体の業者の指導ということに当たる仕

組みはなっておらないということでありまして、この三つの種類の団体は、いづれもそれぞれ申しましたよという理由から、その地域の全体の商工業者、あるいは小規模事業者の指導に当たる団体の仕組みとしては、必ずしも沿革からいい、また今の組織からいって適当じゃないと、これはやはり郡部では、商工会という大多数のものが入り、地域全体の商工業の発達をはかるようなまず仕組みを作る必要があるということ、大都市におきましては、必ずしも従来は十分ではなかった

かと思ひますけれども、商工会議所というものがそういう組織になっておりますので、これに既存団体と提携し、その協力を求めて、商工会議所にそういう仕事をやらせてもらうというのが適当であるう、こういう考え方をとっておるわけであります。そういう団体が都市部にあることは、今申しましたように事実でございしますが、必ずしも今うに期待しておりますような仕事を担当してもらうには十分ではない、こう考えておるわけであります。

○島清君　まあ長官、長官の今の平面的な説明は、これはそれでよろしいかと思ひます。

それでは形を変えて聞きますけれども、都市においてこれだけの多い小規模事業者がいるのにもかかわらず、その商工会法は都市においては適用されない。商工会は商工会議所の存在するところでは組織することができない。禁止されているわけですね。都市にあつてはこの商工会法というものが適用されると仮定をした場合に、その不都合というものはどういふ点がいけな

いのでございしますか、それが一点と

私が御質問申し上げます要点は、それは農村に必要である以上に、都市の方でもそれが必要である。にもかかわらず、最も必要とする都市においては組織ができないように禁止事項になっておる。その都市には大企業を代弁する、しかもそれは商工業者の全部を代弁するがごとき形においてはあるけれども、実際は大企業を代弁する商工会議所というものがある。その商工会議所においては形式的、表面的に、過去においても小規模の事業者のことはあまり考えなかったけれども、しかし

これと別個の組織を作らせると、大企業、諸君のきげんを損ずるおそれがあるから、まあまあかわいい子ではあるけれども、なでてやりたい子ではあるけれども、里子にやれというような気持で、そこでその最も必要とする都市の小規模事業者、にその組織ができないようにしておるのではないか、こういう疑いもないでもないわけです。そういう意味において、都市においてその商工会が適用されるという場合に、どういふところに不都合があるか、それは中小企業発展の事業助成の面からいってどういふ不都合なところがあるか、それをお知らせいただきたいと思ふ。

○政府委員(小山雄二君) 商工会議所と商工会、これはどちらもその地区内の商工業の総合的な改善発達をはかるということを目的とした地域団体であります。やる仕事も違いますけれども、大体同様でありますし、それから入る人も地区内の商工業者、似たような性質の性格の団体であります。地域の公益法人といえますか、同じ地区に二つそういうものをダブって認めると

いうことは、制度的にも非常にむずかしいことになりますし、現に商工会議所は大事業者の会というような見方をされておりますけれども、全国的に見ますと、いわゆる中小、小規模事業者、今度の法律でいいます小規模事業者の構成数、会議所における組織率といえますか、全国平均して七〇％くらいは小規模事業者なわけでありまして従ってダブって認めますと、どこまでがどっちに入るかということになりますし、組織の構成あるいは運用上も、仕事の実施上も、何といえますか、混

うな張り争いといいますが、無用に、こ
うなことが起こるわけでありまし
て、今申しましたように、同じ性質の
団体でありますので、大都市の商工議
所等では、従来小規模事業者の加入数
が比較的少ない、あるいはそれに對す
る仕事も十分行き届いていないとい
う面は確かにあるとも考えられます
で、そういう面を充実いたしました。
あるいは支部を作るとか、あるいは支
所を作るとかというようなことで、既
存団体と連携しながら、そういう実
行面、実施面で従来不十分な点を補
つていくことによって十分効果が上
げ得るものじゃないかということを考
へてあります。

どうして大都市に商工会を作った
ら困るかと言われました点は、今申
しましたように、制度的にも屋上屋
になりますし、両方の分野の仕切り
があぬ、事業実施上も摩擦混乱がか
えって起こるんじゃないかというこ
を考えまして、地域別に割り切られ
て、商工会議所の事業実施上手の屈
けなかつた点はこれを補つていくと

いう考え方で、こういう組み立て方にいたしましたわけであります。

○島清君 それならばまた話はもとに戻りますけれども、この法律の目的は、「主として」ではなくして、「この法律は、町村における商工業の総合的な改善発達を図るための組織として」というふうに書きかえなければいけません。

○政府委員(小山雄二君) この法律の文句であります。「この法律は、主として町村における」と、私どもはそう読んでおるわけでありまして、市が全国で五百二十ばかりありますが、そのうち市を地域として商工業会館所は四百四ばかりでありまして、市の中でも商工業会館所ができていないところがあります。従って商工会というものは、主として町村、場合によっては市の区域にも商工会はできるわけでありまして、そういう意味で「主として町村」というのは、そういう意味の読み方をしております。

○島清君 それは何か非常に苦しい御説明のようですが、実際は町村にこの法律は適用する、けれども、しかしながら、表面上は何か全国的にこれが適用されるような粉飾をしているわけですね。それは、ですから、私たちはそういうことに納得がいかなないのでお尋ねをしたのですが、これは大臣も長官も平面的な説明ばかりで、掘り下げた、立体的な御説明がいただけないので、頭の悪いせいも十分理解できないのでございまして、それはまあ、そうであれば、お尋ねでございまして、その程度にしておきます。

それから設立の会員の資格について規定でございまして、六カ月以上引

き続きその地区内において営業所、事務所、工場または事業場を有する商工業者ということに原則になっております。すね、それが小規模事業者の助成であり、ひいては一条にうたつております国民経済の健全な発達のためであるとするならば、別に六カ月などというふうな規定を設ける必要もないように思えるのです。と申しますのは、それは自然な人であれば、その行為能力については時間的な制限を受けるということ、これはもう生理的な条件で、これは必要なことなんです。ところが営業をしようという人は成年であり、さらに成年でできない場合は、これは自然人が中心になる場合でも、事業的行為をなす場合には後見人だとか、いろいろな営業をなし得るような条件が具備されるわけですね。いんや、あるいはこれが法人である場合においては、これは何も私は六カ月とか地区内にあるということ、いたうことが、ちつとも条件にする必要はないと思うのですが、こういうふうな制限を加えたという精神というものはどこにあるのですか。

○政府委員(小山雄二君) 商工会は、地区内の商工業の総合的な改善発達をはかる、こういう目的でありまして、従って会員も、そういう目的を持って支援団体でありますから、会員もそこに根拠を置いて仕事をしている商工業者、こういうことに規定するというのとにしているわけでありまして、商工会議所等もこういう例でありまして、大體、浮動してはいませんが、行商的な仕事をしている人は、会員として必ずしも適当ではない、こういう意味を表わした規定だろうと思ひます。ただ、工

場、事務所等がはつきりできるというふうなことで、そこで引き続いて仕事をやる、そこに根拠をおろして仕事をやるという形になった場合は、六カ月というところにこだわる必要はないわけでありまして、ただし書きで、定款で別段の規定を設けられれば六カ月以上であることは必要としない、こういう規定を設けたわけでございます。趣旨は、やはりそこに根拠をおろしていただきますか、そこを根拠として仕事をしている商工業者という意味を表わしたい、規定したい、こういう趣旨で規定を入れたわけでありまして。

○島清君 私は、その説明をされようとするところはよくわかるのですが、六カ月に切ったという根拠はどこにあるかということ。もし切らなければ、たとえばその事業の行為能力があるかどうかというところについての判定をしようとするならば、前年度の事業能力を見るために、あるいは税金がどうなっているか、あるいは税金がどうあり得ると思うのです。六カ月というのは、僕らはどうも中途半端で、どういう目的で六カ月に区切っているかというところを理解しにくいんです。そういう意味なんです。なぜ六カ月としているんですか。

○政府委員(小山雄二君) これは、商工業の全般的な改善発達のための世話をする団体であります。従って、会員の資格等、たとえば禁治産とか行為能力があるかないかとか、そういう形を土台にした取引関係の規制等とは違ひますので、そういうことではなくて、要するに、その地域を足場にして仕事をしているということが会員資格の中心になる。行為能力があるかどうかという問題を規制するような考え方、相手方に損害を及ぼすことがあるかないかという判断で、会員資格等をきめる筋合いのものではないと思ひます。要するに、そこを根拠にして仕事をしているという事実をえらう、こういう意味でありまして、六カ月がいろいろの何カ月がいいのか、わかましませんけれども、要するにそこを足場にして仕事をしているということを土台にしての資格であります。

かという問題を規制するような考え方、相手方に損害を及ぼすことがあるかないかという判断で、会員資格等をきめる筋合いのものではないと思ひます。要するに、そこを根拠にして仕事をしているという事実をえらう、こういう意味でありまして、六カ月がいろいろの何カ月がいいのか、わかましませんけれども、要するにそこを足場にして仕事をしているということを土台にしての資格であります。

○島清君 そうすると、六カ月というのは別に根拠はない、こういうわけですね。

○政府委員(小山雄二君) 六カ月のいいの、一年がいいのか、三カ月がいいのか、実は類似立法で大体六カ月になっておりますので、月数はそういう立法例に従ったわけでありまして。

○島清君 それから、私が本会議で質問をいたしましたのも、主として町村の方の商工会の組織をこの法律は目的としておる、そこで町村の方で商工会を設立するということになりますと、世話役というものがいると思うのです。そういう世話役をいわゆる土地のボスがやつて、そこでこの法律では「特定の政党のために利用してはならない」といってありますけれども、特定の政党人が悪用する危険性はないのかというところが、本会議で御質問申し上げました要点だったわけですが、そういうような危惧の念でこの法律をながめて御質問申し上げたわけではなく、衆議院の方で修正をいたしましたので、役員というものは会員でなければならぬ、会員というものは業者でなければならぬということになっておりますが、あるいは相談役であるとかある

いは顧問であるとか、普通いわれておりますところのボスのつきそうな名称には制限がないわけですから、そこで設立の発起人には、これは必ずしも一つの会の発起人でなければならぬという規定はないわけですね。たとえば、われわれがかりに商工会を組織して、自分の選挙に利用しようという場合には、数カ所の町村の発起人にもなれるわけなんです。と、今、私が申し上げましたように、せっかくの国民経済の健全な発展に寄与するという目的をもつて設立されるその組織というものが、一部のわからぬボスの連中に悪用されるような危険性があるのではないかと、こういう心配が持たれるわけですね。それが一点。

さらに、それと関連をいたしまして、代理権ですが、かりにボスが自分の意のままに商工会を運営をしていこうという場合、そうして幾人かの自分の意の通ずる——通俗の言葉で申上げますと子分というものを配置して、そうしてその子分に、大ぜいの何も無關心な連中の代理権を集めさせて、そうしてそのボスの思うように牛耳るといふようなこともできるのではないのか、こういうような気がするんです。

そうして、その代理権は、一人が数人の代理権をも持ち得るかどうか、もし持ち得るとするならば、今の私が危惧の念でお尋ねしたことが、実際の面において現れないことにならないわけなんです。そういうことについての防止の条文がないような気がするんです。が、この点はどうかですか。

○政府委員(小山雄二君) 発起人の問題であります。商工会を設立しよう

とするときは、会員にならうとする十五人以上の商工業者が発起人になるというものでありまして、会員は、先ほど来お話がありましたように、その地区を根拠にして仕事をしている商工業者でありまして、そういう人しか発起人にならないわけでございます。従って、あちこちの商工会議所、会社等で支店、出張所等を持っている場合があると思いますが、普通の場合は、幾つもの商工会の発起人に一人の人がなるというのではできないという事になるかと思ひます。

それからこの代理権の問題、総会あるいは総代会における議決の場合の代理の問題でございますが、これは書面または代理人で選挙、議決することができるといふことに相なっております。その場合の代理人の制限については、ほかの立法例と同じで、制限をいたしております。従って、一つの商工会におきましては、一人の人が何人かの人の代理人になるという事はあろうかと思ひますが、まあ通例の場合には、特に制限を設けなくても、そう意識的に代理権を集めるというようなことはなかろうかと考えまして、一般の立法例と同じ規定にいたしております。

○島清君 ちょっと私、うかつですが、「役員は、会員にならうとする商工業者」というふうに修正されているようですが、発起人も、そういう制限があるのですか、どこですか。

○政府委員(小山雄二君) 条文は、二十一条であります。発起人は、「その会員にならうとする十五人以上の商工業者が発起人となることを要する。」という二十一条でございます。

役員の方は、実は政府原案では、「会長及び役員の数少なくとも三分の二は、会員でなければならぬ」と、三分の一は、会員外でいいという規定になっております。従って、役員は、会員外の役員が、幾つもの商工会の役員を兼ねるということもできやしないかと、こういうような議論でありまして、衆議院の方では、その点が修正になりました。直接兼任等を縛つてはおりませんが、その数を役員総数の十分の一というようにしほられまして、そういうことがないように、間接に訂正されたわけでありまして、役員は、そういうことになります。

○島清君 今お示しになりました二十一条ですが、これは商工会を設立する以上、その会員にならうとする十五人以上の商工業者が発起人になることが必要であつて、さらに会員とならうとしない、会を設立するに世話をするといふ人が、たとえば会員にならうとする者が二十人いて、十五人は最低ですから、二十人いて、さらに、会員にはなりたくもないけれども、会を作つてもらいたいという発起人に名前を出すと、これは、妨げてはいないと思ひますが、どうですか。

○政府委員(小山雄二君) 発起人として、正式に段取りをし、書類を作り、認可申請するまでの手続の人は、会員とならうとする者であつて、もちろんなうとする者でありますから、会員たる資格を持つていなければならぬ、そういう人が十五人以上でなければならぬ、ということでありまして、

○島清君 もう一ぺんですが、頭の悪いせいか、非常に理解しにくいのですが、これはそうすると、十五人であろ

うと三十人であらうと、発起人といふものは、会員にならうとする者でなければならぬといふ、きつい制限があるといふことで理解していいのですか。

○政府委員(小山雄二君) その通りでございます。

○島清君 法制局の方も、そうですね。

○政府委員(吉岡一郎君) これは従来組合法、たとえば中小企業等協同組合法とか、農業協同組合法、水産業協同組合法、あるいは森林法によりまして森林組合等につきましても、すべてこのように書き方をいたしております。従って、これは発起人が、会員たる資格を有する、あるいは組合員たる資格を有する者でなければならぬといふことを示している規定であると解釈いたしております。

○島清君 大臣がお急ぎのようでございますが、大臣にだけ御質問申し上げますが、その監督権のことについてでございますが、このことは、本会議の方でもお尋ねをいたしました。監督権といふのが、あまりきつ過ぎるのじゃないか、それには業務の報告を受け、さらにそれについて提出をすることもできれば、認可を取り消すこともできる、こういうふうに認可から、業務の報告を受け、それを提出させ、あるいは取り消すことができる、こういうようなきつい監督権がうたわれているのにもかかわらず、さらに事務所の中に立ち入り検査権まで規定しているといふことは、少しきつ過ぎるのではないかと、こういうことをお尋ねいたしました。大臣は、商工会議所法にも、それはあるから、別に特段と、この法律のみにあつて規定ではないか

ら、きつ過ぎない、当然である、こういうふうに御答弁をいたしておりましたが、私は、商工会議所法は昭和二十八年で、すでに制定をされておりますが、もし商工会議所法にも、それがあつたらうといふので、それが根拠になつて、こういうきつい監督権といふものを規定してゐるとするならば、私は商工会議所法を改正すべきである、こういうふうにお考えですか。

○島清君 ですから、商工会議所法にあるから、そういうものが認められるのだという説明は、ちよつとやはり説明としては、本会議であるという関係もあつたかもしないのではありませんか。でも、説明としては、ちよつと説得力が、積極性を欠くと思ひます。ですから、私みたくは、それは商工会議所法にもあるのだらう、商工会議所法を改正すればよろしいのではないかと、こういうふうな者に対しては、少しやほり説明の気魄といふものが、積極性といふものです。それが欠けると思ひます。

従ひまして、法の目的からいまして、そうでなければならぬのだというふうなことに御説明をいたしたい。こう思ふわけでありまして、

○國務大臣(池田勇人君) 島委員も、監督官庁が検査をするということについては、私は御異存はないかと思ひます。しこつして、誤解があると思ひます。が、商工会議所法は、検査ということになつております。「立ち入り」がないのであります。商工会議所の方は、立ち入り検査、「立ち入り」があるわけでございます。

と、法制局の考えでは同じことだと解釈してゐるようでございます。従ひまして、私は商工会議所にあるから、どうこうといふのではないに、検査といふことを是認する場合は、私は、それは立ち入り検査といふ言葉を使つても、また検査という言葉を使つても、私は違ひはないと思ひます。これは、私自身法制局長官と話をしたのでございますが、こゝで申し上げてどうかと思ひますが、もし悪かつたら、速記を消してもらひますが、商工会議所法は、議員立法だと思ひます。こちらは内閣の提出でございます。そこがちよつと、検査と立ち入り検査の差のございました。検査と立ち入り検査の差のございました。検査と立ち入り検査の差のございました。検査と立ち入り検査の差のございました。

○島清君 私は、立ち入り検査がいけない、検査はよろしいというふうな意味ではなくて、先ほどから申し上げておりますように、認可をするのも大臣であり、さらにまた業務の報告を受けるのも、大臣が御要請をなさることができると、さらにそれが不都合であるといふことになれば、業務を停止させることもできるし、さらにそれを取り消すこともできる、こういうきつい権力を持つておる監督官庁が、そのきつい権力をバックにして、立ち入り検査といふ検査をするといふこと自体が非常に権力的であり、官僚的ではないか、こういう趣旨です。

○國務大臣(池田勇人君) これは認可

可、許可あるいは取り消しを命ずる場合におきましては、書面審査というこ
とばかりでなしに、検査をする必要が
あると私は思うのであります。そう
いう重大なことでございますから、私
は書面審査ももちろんしなければなり
ません。場合によって検査すること
も、事柄が重要であるから必要であ
るかと思うのであります。従いまして
こういうことは、他の法律にもすいふ
んとあることでございます。特に私は
官僚的、権力的であるというふうには
考えておりません。

○島清君 さらに私が本会議で御質問
申し上げたもう一つの点は、先ほどか
ら私がお尋ねしております問題とも関
連するわけですが、小規模の事業者の
活動というものが、一定地域に限定を
されて、それが広い地域的な立場にお
いては、活動ができない。意思の統一
をはかって活動ができないということ
については、もっと広域的に、日本
の商工会議所みたような活動の分野を
認めるべきではないか、与えるべきで
はないか、こういう質問をいたしまし
たときに、それは何か自然発生的に、
そういうものを期待しておられるよう
な御答弁であつたように記憶するの
ですが、私は、せっかく町村の商工業
者に、こういう画期的な立法をして、そ
の事業を助成しているという考え方
であるならば、その自然発生的なもの
を待たずに、そういう業者に、全国的
な基礎において活動ができるような
言ふなれば、日本商工会議所みたよう
な、意思の疎通をはかっていく、統一
をはかっていくというような団体組織
というものが、当然考えられてしかる
べきだと思ひますが、この点について

は、衆議院の方で、何か附帯決議とい
うようなことで、衆議院の意思が表
されていくようにするが、この点につ
いては、私のお尋ねを申し上げたとき
今とは、時点においては非常に異な
っておりますし、さらに私が御質問し
上げたときにおいては、衆議院の附
帯条件なんかも出ていなかったときで
ございますので、大臣の心境も、かなり
変化してあると思ひますが、この点に
ついては、今はどういふふうなお考え
でございますか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、前
から府県の連合会あるいは全国的な
ものがある方がよいという気持は持
っております。私は連合会は、今全
部の県にはございせんが、全国的な
ものがある。今後日本商工会とか、あ
るいは何々県商工連合会というもの
を、どういふ今後の格好にもつてい
うということは、今考慮中ございま
す。

従つて、商工会が今度できまして、
地方の方も連合会ができる、また他
の商工会議所あるいは中小企業団体の中
央会等の他の関係の団体と、どうい
ふふうなマッチしていったらいいかとい
うことにつきまして、もっと考えた
という意味で、今回の法律には置か
なかつた。先般も、この当委員会でお話
がございまして、専門家の川上君が、そ
の問題については、よくお考え願ひた
いというふうな御意見もあつたよう
でございます。私は連合会、あるいは日
本商工会というものの、ことに日本商
工会というものの性格をどう持ってい
くか、運営をどう持っていくかとい
うことにつきまして、いま少し考えた
ので、法律に出さなかつたので、今

後の商工会の運営に、最も関係のある
ことでございますから、十分想を練り
たいと思つております。

その意味におきまして、衆議院の附
帯決議にも、私は賛意を表しているわ
けであります。

○島清君 この、私が官僚的ではない
かという御質問を申し上げたことと関
連するわけですが、いろいろと監督権
を發動されて、その処分について不服
がある場合のことが規定をされてお
りますが、その不服があつた場合には、
大臣に申し立てをすることができ
るわけですが、ところが大臣が処分を
して、さらに大臣に申し立てをするとい
うようなことはですね、これは行政処
置に対する申し立てでございまして、
必ずしも司法的な審査といひますか、
何か司法的な制度にならう必要はない
と思ひますけれども、その点が、やは
り不服を申し立てるものからいたしま
しても、大臣に処分をされて、大臣に
申し立てるといふことは、心理的に非
常に影響を受けると思うのです。大
臣から処分を受けたものに対しては、
大臣以外の他の機関に不服の申し立て
ができるというふうなことになるれば、
私はやはり心理的にも、この申し立て
をするという救済の精神というものが
生ずると思ひます。今までの行政的
な処置としては、あるいは大臣という
機関が処分をしたものに対して、大臣
に申し立てを申立てをするというこ
とに、あるいは申立てを申立てたもの
とに、あるいは申立てを申立てたもの
とに、何官と民というふうな上下の
関係があるような気がするのですか
ね。たとえば中小企業の審議会とか何
とかいふものの――まあこの単独立法

に直接関係して審議会というものは設
置はされませんけれども、それぞれ
やはり、この委員会等もございませ
う、これは何か、大臣以外の他の機
関に申し立てをするということにした
方が、申立人も申し立てやすいと、こ
ういふような気がするのであります。

それについては、公開の聴聞制度も
あるのだから、よろしいのではない
かというふうな、逃げ方はちゃんと、何
か考えておられるようですが、それは
あるにしても、何か、大臣以外の他の
機関に、やはり申し立てをするとい
うことが非常に親切で、その申し立て
を認めた精神が徹底するのではない
かと、こういうふうな気がするので
ございますか。

○国務大臣(池田勇人君) 行政処分
に對しましての救済方法といたしまし
ては、ずっと旧憲法時代から、こうい
ふに行政処分をした人に、一応訴願
をする、そうして行政訴訟といふこ
とになるのが、従来からの例でござ
います。戦後におきましても、やはり
格好をとつていふようでございます
が、私はやはり、その処分をした官
が、一べん反省する機会を持った方
が、全体として都合がいいのじゃない
か、それでもないかぬときには、もち
ろん訴訟をするわけでございます。
で、この商工法のみにならず、他の
法令につきましても、ずっと、こう
いふふうなやり方で、今回初めて、こ
ういふことをやっているのじゃない
かと、それこそ今までの分も、変えたら
どうかというお話がございしますが、私
の気持としては、行政処分をした官
に、一応異議の申し立てをして、それ

から訴訟に入ることが妥当じゃ
ないかという考えを持っています。
○委員長(山本利壽君) ちょっと速記
をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山本利壽君) 速記を始め
て。

○島清君 都市の小規模の事業者の助
成といふことについては、商工会議所
の活動にゆだね、それを非常に期待し
ておられるようですが、ところが、今
までも、るる申し上げたように、都
市の商工会議所は、小規模の事業者の
助成については、非常に冷淡であつた
といふことなんですか、しかしこれは
今後といへども、そう変るとは思へ
ないのです。ところが、会議所の方が
この事業助成を怠つた場合に對して、ど
ういふふうな処置の仕方があつかう
か。法律には、あまり強い、そういう場
合動員をするとか、それをなさしめる
といふような直接の規定はないとい
ふのです。ところが、この立法法に、大
臣の御期待を、商工会議所に具体的
に実行せしむるというふうな、その方法
と配慮について、御説明を願ひたい
と思ひますが。

○国務大臣(池田勇人君) 今回は、先
ほど来申し上げておりましたごとく、
中小企業、ことに零細企業者の育成に
当たるといふのが目的でございます。
従つて、先ほど主として申し上げ
ましたが、私の目から見ますと、地方も
もちろんでございますが、都市の方
も、十分考えていかなければなら
ない。従つて、現在の状態においては、
従来の商工会議所の手を下部に伸ばし
ていくことが、私は最も効果的だと考
へまして、こういう法案を御審議願

ているのであります。従いまして、補助金の出し方にも、もちろんよりまするが、商工会議所が、われわれ期待するがごとく、十分な措置は、われわれのことは、中小企業者に対する育成については、不熱心であるならば、私は、商工会議所法によりまして警告を発することもできますし、また反省を促し、こちらからいろいろ指導していくこともできると考えておるのであります。

○島清君 商工会議所法に基づいては、おやりになれましようけれども、この法律に、直接根拠を置いて商工会議所の方に向かって事業助成をやりなさいということの直接の法的根拠はな
いわけなんです。

○国務大臣(池田勇人君) この法律によりまして、商工会議所法で零細企業者の方に手を出すことになっておりますから、商工会議所法の警告規定で、私は十分であると考えております。

○島清君 必ずしも説明を納得したわけじゃないのですが、五十分までしかおられないという大臣、五分過ぎましたから。

それじゃ、これは、長官に、またお尋ねいたします。二十三条の二項に、認可の条件が規定されているのですね。認可要件が規定されているのですが、その二項中に「各号に適合していない」と認めるときは、同項の認可をしてはならない。」というて一、二、三、四というて認可要件が規定されているのです。それは、私は、従来の立法の技術からすれば、必ずしも理解できないわけではないのですが、こゝとさらに、何か非常に理解しにくく表現しているような気がするのです。「各号に適合していない」ということ

と、さらに一の「設立の手續」云々と「内容が法令に違反しない」ということですね、否定の否定は肯定であるということなんでしょうけれども、ここでは消極的な、こういう否定をしての表現の仕方をしているのですね。

それから、二項の二、三になると今度はまた、がらっと変わって、積極的な要件の出し方をしているのです。どうもこの点も、非常に難解なんです、理解するのに……。一体、「各号に適合していない」というので「設立の手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反」しろというようなことは言っていないのだけれども、何かそういうようなことを言っているのじゃないかというような、まぎらわしい表現の仕方だと思うのです。何か、もっとうまいあいれはないのですかね。

○政府委員(小山雄二君) 御指摘でございまして、なるほど否定の否定もたいたい書き方ですが、大体、最近の法律は、私も法律そのものは、あまり専門ではないのですが、大体、行政庁の行為を轉るといいますか、こういうと

きに、こうしちやいかぬとか、行政庁がこういうときには、こうしろというような書き方をよくするのです。こういう場合は、こういうことを認可してはいけないというので、通産大臣の権限を縛っておるわけであります。「認可としてはならない。」と、初めに書きましたから、どうしても一号なんかは、今度「違反しないこと。」ということにならざるを得ないと思ひます。すつきりした書き方というのは、事柄が「認可としてはならない。」と頭を出しますと、どうしてもこういう格好に

ならざるを得ないのじやないかと考えます。

○委員長(山本利壽君)　ちよつと速記をとめて……。

〔速記中止〕

○委員長（山本利壽君）速記を始め

○島清君　今までのいたいた資料等によりまして、大体この法律の施行後にあたっては、どの程度の予算と、どういふ仕事をやりたいというようなことは、提案理由の説明等も拝見いたしましたので、わかるような気がしないでもないのですが、ところが、いたいた「商工会の組織等に関する法律案参考資料」等を拝見いたしました

も、ぜひぶんと業者あたりからアンケートをお取りになって、これからやらなければならぬというような仕事
が、項目からはずれておるような事業
対策費の内訳になっているのですね。
たとえば提案理由の説明によりま
す
と、もちろん金融の措置であるとか、
税制上の措置をしなければならぬと、
こういうことをうたっておられるので

すね。それからこの資料にもありますように、非常にその金融的な面で困っておられるようですね。この資料の「商工会の組織等に関する法律案参考資料」によりますと、中小企業相談所に対するアンケート調査によって指摘されたその問題点というのは、まず、いの一に金融の問題を取り上げて、なるほどわれわれが常日ごろから思っておったようなことが、このアンケートに具体的に現われてきているのですね。ところが、この予算の対策費の内訳から見ますと、そういうものは使われていないような気がするのですね。

もちろんこれは直接に使われないのが、当然でございましょうけれども、何か、そこらの金融のあつせんをする働きをするために費用が使われるとか、こういうものがあつてよきそうに思えるのですが、一体非常に重点を置いておやりにならうとするところは、實際のところはどうか。

○政府委員(小山雄二君) 商工会、あるいは商工会議所に対して小規模事業者の指導の面で期待しております。仕事、今お話のように、金融の問題、あるいは社会保険に対する、あるいは納税等の問題に関する世話、指導というようなことが相当大きな問題であることは、お手元に資料を差し上げてあり

ます小企業関係で、特に資金の問題、それから税金の問題等は、相当大きな問題であることは御存じの通りでありますが、こういうことを改善普及員を足場にして、いろいろ小規模事業者に対して指導をしていくということが一つの大きなねらいであります。

いう点が一つあるかと思いますが。しかし、この事業の書き方は、非常に相談、指導というふうな平面的に書いてございますけれども、中身の実際は、今御指摘にもございましたような点を中心にして働いてもらうということになろうと思います。いろいろな従来の調査から見ましても、たとえば小規模事業者等は金を借りるということを、そもそも知らぬという層が非常に多いわけであります。そして結局あぐくのはてが、事業をやる以上、金が必要わけですから、高い利子の金を借りておけるという格好になるわけありますの

で、いろいろの制度がございますから、その制度に指導等を通じて乗っけていくという指導方法をとりたいと思います。

それから、予算の面等で、そういうことに金が使われていないじゃないか、こういうお話が御指摘の一点だと思いますが、これは、予算の面は、要するに改善普及員というものがいて、あるいはさらに専門的な事項は専門指導員の力を借りて、そして中小、小規模事業者の日常のいろいろな企業活動について、いろいろな相談し、あるいは積極的に指導するということでありますので、金の面は、どうしてもそういう人の人件費及び動く活動の経費というものが中心でありまして、期待している中身は、その人の方の動きによって、そういう指導をやっていくということが要点でありますので、金の面で直接金融、資金のあっせんにとりかかっている形は、出てこないという結果になっておるわけであります。

まず、要するに日常の相談に乗るといふことを主眼として、予算及び法律の制度を考えておるわけでございます。

○島清君　それは、中身はそういうことであれば、やっぱり小規模事業者というものは、金の借り方というものを知らないのですね。それから知っていても、そこへ足を運ぶことが、非常に窓口で時間がかかるものですから、しちめんどろくさくなって、あとで自分が首をくくられるということを承知をしながらも、つい安易な金融へ依存していくというような傾向があるので、やっぱりこういうことを日常の相談に乗ってやるということが非常に大切だ

と思うので、ぜひ一つ、そういうふう
にやってほしいと思うのです。

それから、国の方では、予算の範囲
内において当該の都道府県に対して、
その府県が商工会または商工会議所の
行なう小規模事業者の経営または技術
の改善、発達の経費を補助する
場合は、何か国も予算の範囲内におい
て、これが一部を補助すると、こうい
うことなんでしょうか。

そういうことであれば、要するに国
の補助というものの前提をなしてやる
のは、都道府県の補助ということが前
提になっておるわけですね。その都道
府県の補助の額と国の補助する額と
は、どういふふうな比率をお考えでこ
さいませうか。

○政府委員(小山雄二君) 今御指摘の
ように、間接補助になっております。
都道府県が補助するときは、都道府
県に対して国が補助するという格好に
なっております。その割合は、国一対
都道府県一という考え方をとっており
ます。

○島清君 都道府県一、国は一……
それで、今の都道府県の地方財政の
実情と、それから、そういったような
零細企業に対する熱意と、こういうう
な諸条件を勘案して、大体まあ、三
十五年程度はともかくとして、三十六年
度以降、どの程度の補助が地方財政の
中から期待しておられますか。可能
であるか、そういうふうにお考えで
ございませうか。

○政府委員(小山雄二君) 予算を積算
し、また要求します過程におきまし
て、自治庁を通じて、いろいろ都
道府県とも連絡しております。都道府
県——從來からもそうですが、一つ、

いろいろな関係の中小企業に対する助
成、あるいはその他の金の予算化等に
つきまして非常に熱心でありまして、
三十五年程度は、もうすでに大多数の県
では予算化しておりますが、まだ予算
化しておらないで、六月の県会等で予
算化するところもありますが、この程
度の国の予算に見合う県の拠出とい
うものは十分可能で、これが来年度あ
たり少々ふえましても、十分可能であ
るし、やっという熱意があると、こう考
えております。もちろん、自治庁等
は、いろいろ一般的に、県の負担が
さみまますので、たとえば国の補助率を
もって上げてくれと、一対一でなく
て、二対一ぐらいにしてくれというよ
うな、事務的な要望は、自治庁あたり
ではありましたが、落ちつきま
したところ、大体、各府県とも、そう
いう熱意を持っておられますし、拠出は
可能だ、こういう見通しに立っております。

○島清君 まあ、せっかくの立法が、
その施行にあたっては、やはり国の意
欲の具体的な表われ方というの、中
小企業の上に反映をしていくのには、
やはり当該の都道府県のその財政状
態、さらにその熱意の濃淡のいかに
よって、それぞれの都道府県の条件の
いかによって左右されるわけですか
ら、十分に国の中小企業対策、なか
んづくこの小規模事業対策については、
格段な一つ力を入れた指導をしなければ
ならないと思うのです。

その点については、特に民主社会党
としましては——討論してみても大へん恐
縮でございませうけれども、中小企業に
対しては、一段と政策の重点を置いて
おります関係もありませうので、一つ、

格段の力を入れて、その所期の目的が
達成できるように積極的な意欲を日常
の指導活動の中に反映をしていただき
たい、こういうことを希望しまして、
まあこの程度で……

○樺繁夫君 今の島委員の御質問に対
して、答弁は答えていないと思ひます。
それは初年度三億九千二百万円かを
商工会の人員費を中心とする事務費の
補助を行なうことをきめておるが、都
道府県は大体一対一の金額をすでに予
算化したところもあり、追加予算でき
めるところもあるということなわけです
が、それはわかりました。ところが島
委員の御質問は、初年度はともかくと
して、来年度以降、都道府県の補助額
について、どの程度の予想をしてお
るかという御質問があったのに対しては
答えていない。私も大臣がおられれ
ば、零細企業の総合的な対策につい
て聞きたいと思うのですけれども、本日
は、大臣お帰りになりましたから、質
問は留保いたしますが、ただいまの島
君の明年度以降の零細企業の助成につ
いて、都道府県の補助の熱意、程度、
その予想というものを聞かれたことに
ついて、長官の答弁がない。私先ほど
聞いておいて、島君は納得されたのか
どうかわかりませうけれども、その点
をちょっと……

○政府委員(小山雄二君) 改善普及員
の設置、それに伴う人員費、事務費——
予算の積算は、大体二年計画で考えて
おります。改善普及員の数でいいます
と、現在の三億九千二百万の予算の中
に含まれております人数は二千四百五
十一人でございませうが、究極的には四
千三百七十七人ということで、一応事務
的に考えております。それで積算い

たしますと、来年度は大体三億九千二
百万が三億九千二百万円にとどまらず、
約八億程度になる計算になります。こ
ういふことは、大体全体の計算を自治
庁にも話し、いろいろ各府県にも話し
て、事務連絡としては話しております
が、なお、これはやり方としては、い
ろいろ構想——初年度の実績を見ま
して、いろいろ考えて、どういふ予算に
なりますか、これは来年の話でござい
ますけれども、事務的なことを連絡を
いたしました上で、いろいろ自治庁の
方、あるいは各府県の方も、その程度
は、十分やるという熱意があり、また
そういう……これはもちろん自治庁あ
るいは各府県の予算担当者あたりは、
補助率を多くしてくれとかいうよう
な、いろいろ話は出ましたけれども、
大体の規模の構想は自治庁及び都道府
県の頭に入っておりますので、その程
度のことは、十分やる熱意もあり、ま
た可能だと、こういう見方を来年度以
降はいたしております。

○樺繁夫君 本年度の補助金額は三億
九千二百万円。それで二千人程度の改
善普及員を考え、来年度は四千人を考
える。そこで八億を政府が補助をする
一と考える。都道府県は、その一であ
る八億円をおのおのがそれを考える
ということが、事務的な連絡によって、
大体まあ了解を得ておるといふふう
に理解をいたしました。そういうこと
ですか。

○政府委員(小山雄二君) 積算その他
はまだできませんが、大体の構想は、
みな向こうの頭に入っております。こ
ういふことでございませう。それで各都道府
県とも、こういう仕事は大いにやりた

いという心がまえでいる、こういうこ
とでございませう。

○樺繁夫君 私はね、本法が条文の中
で、どういふことを考えておらうと、
特定政党に利用されたり、選挙のとき
の下請機関になるようなことになりは
しないかという心配、危惧が出てくる
のは、人員費を中心に補助金額を考え
ておられるところに、そういう疑念が
起こるのだと思ひます。それよりも商
工会を組織して、専従の普及改善員と
いふものを設置する、それによってい
ろいろな事業を行なっていくが、その
人員費の一部も、同時に補助していく
というふうにならなければ、ほんとう
の私は本法の目的を効率的に達成して
いくことはできないと思ひます。今
のお話を聞いていますと、二千人が四
千人になる、四億が八億になるとい
うようなことは、これは私は満足が
できない。だから、もっと中小企業庁の
長官、私は、この次に大臣にもたし
まされども、零細企業の総合的な助成
というか、育成というものは、経営、技術、
税制、金融、労務というふうなものが
総合的に考えられて、そしてそういう
ことを零細企業の個々に当たって指導
をしていく、またその声が、ほんとう
に地方の都道府県に対して、予算編成
などについても反映する、政府の予算
も、この声が実際に上がってくるとい
うようにしていかねば、これはも
う形を作っただけで、宿がえそを配
るようなもので、よろしくたのみま
すというふうなことに終わってしまう
。そういうことであつてはならぬ、本年
度は、これといたしまして、来年度
以降は、もっとかくかくの事業をふや

していくのに、予算の措置についても、かくかくの熱意を持ってやりたいというふうな意気込みで当たってもらわぬと、私はいけないと思う。そういう意味で、ちょっと島君の御質疑に関連して、都道府県との事務的な連絡、今日までの了承というものは、二千人が四千人になり、四億が八億になるというようなことではだめだと思ひます。

これは私の意見ですから、長官の御決意のほどを一ぺん聞いておきたい。

○政府委員(小山雄二君) この今回商工会の組織等に関する法律と業種別中小企業の振興措置法、この二つを柱とした法案を提出いたしたわけであります。中小企業の問題は、非常に問題はたくさんありまして、なかなか、必ずしも実態さえも十分つかめてない面も相当あるというところで、非常にむずかしい問題です。従来からあの手の手と、いろいろやって参ったわけであります。今回の商工会の問題も初めての仕事でありますので、やってみまして、いろいろ動きが出ると思ひます。不十分な点も出ると思ひます。そういうことも含めまして、来年度は、どういう構想でこれを盛り上げていくかというようなことは、十分考えたいと思ひますが、先ほど申しましたのは、従来の事務的なやつを引き伸ばすと、こういうことになる、こういうことを申し上げたわけでありまして、来年度以降の構想というものは、そういう実情をよくにらみ合わせまして、足りないところは、もり立てていくというようなことを十分考えまして、遺憾なきを期していきたいと考えております。

○委員長(山本利壽君) 他に御質疑は

ございませんか、——本日は、これをもって散会いたします。

午後四時二十六分散会